

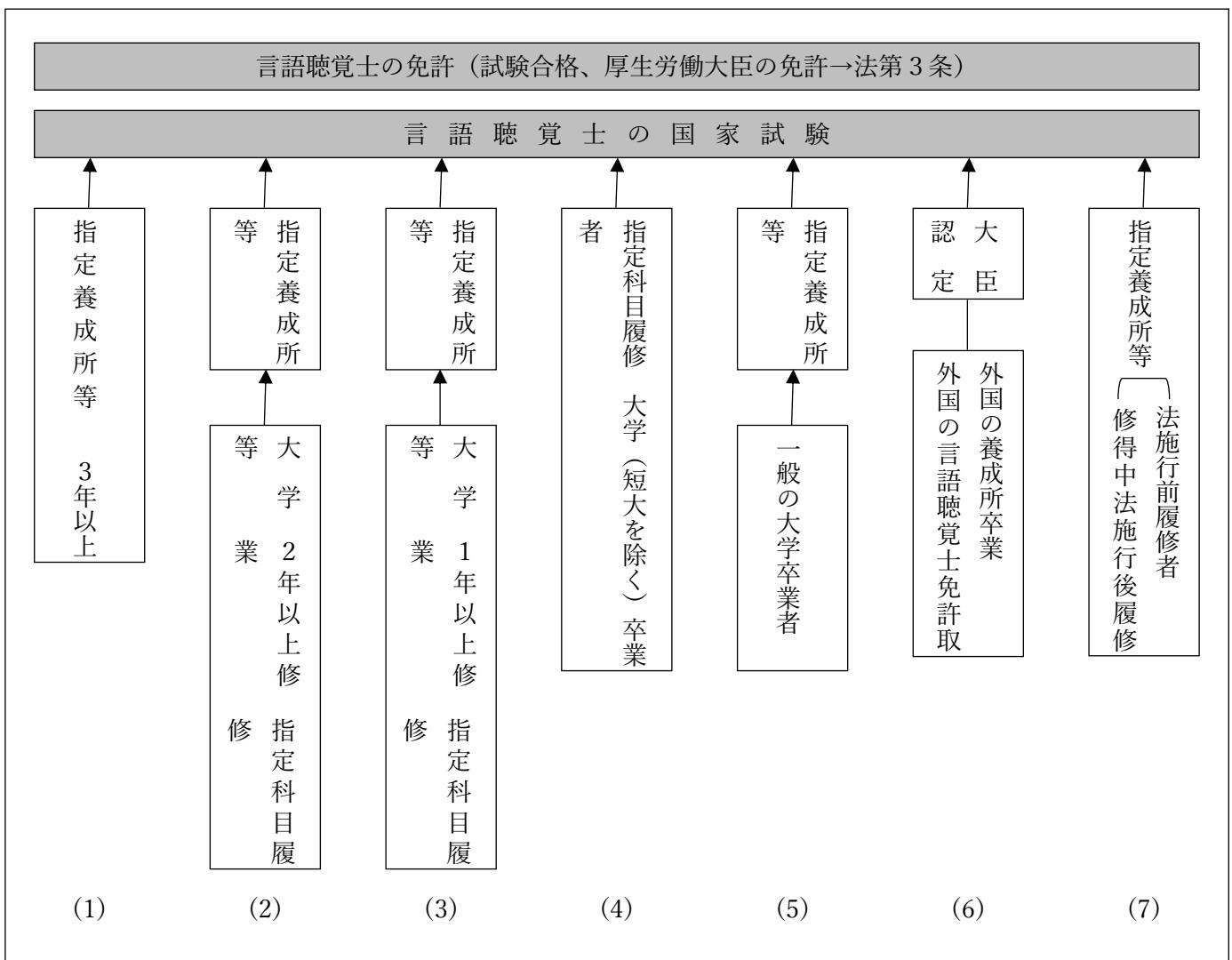
言語聴覚士 (ST)

資格の種類		
国家	公的	その他

●言語聴覚士とは

言語聴覚士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人々に対して、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいうものです。

言語聴覚士の資格要件



●受験資格について

言語聴覚士の免許は、言語聴覚士国家試験に合格した者に与えられます。

言語聴覚士国家試験の受験資格は、次の者に与えられます。

(1)大学入学資格を有する者であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成

所において3年以上必要な知識及び技能を修得した者

- (2)学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は言語聴覚士施行規則第14条に定める学校等において2年（高等専門学校にあっては、5年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、指定施設において1年以上の必要な知識及び技能を修得した者
- (3)学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第15条に定める学校等において1年（高等専門学校にあっては、4年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、指定施設において2年以上必要な知識及び技能を修得した者
- (4)学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した者又は法第33条第4号の厚生労働省令で定める者で厚生労働大臣の指定した科目を修めて終了した者
- (5)学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者で、指定施設において2年以上必要な知識及び技能を修得した者
- (6)外国の法第2条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で言語聴覚士に係る厚生労働大臣の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)～(5)の者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの
- (7)言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であって、指定施設において、法施行の際（平成10年9月1日）現に指定施設を卒業している者および在学中で、法施行後に卒業した者（法附則第2条）

●国家試験について

(1)申込時期 每年11月下旬頃～2月中旬頃

(2)試験日 每年2月中旬頃

(3)試験内容

言語聴覚士国家試験の試験科目は次のとおりです。

基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、心理学、音声・言語学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学、聴覚障害学

👉 国家試験についての問い合わせ先

公益財団法人 医療研修推進財団

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル7階

☎ 03-3501-6592

(ホームページ) <http://pmet.or.jp/>

●言語聴覚士に関する情報

一般社団法人 日本言語聴覚士協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿2-5-16 霞ビル801

FAX 03-6412-9854

(ホームページ) <http://www.jaslht.or.jp/>

(E-mail) jasoffice@jaslht.gr.jp ※問い合わせ等は、FAXまたはメールのみでの対応

●県内の言語聴覚士養成校

学 校 名	所 在 地	電話番号	コース
川崎医療福祉大学 医療技術学部 感覚矯正学科	〒701-0193 倉敷市松島288	086-462-1111	4年